

(資料4)

平成23年度自殺対策関係予算等 について

内閣府自殺対策推進室

平成23年度内閣府自殺対策関係予算の概要

自殺総合対策調査研究等経費 37,926千円(48,064千円)

自殺総合対策会議の運営及び自殺防止に資する調査研究等の実施

- 自殺総合対策会議の運営、自殺対策推進会議の開催等
11,086(10,914)
- 政策課題等調査研究経費 20,399(31,020)
国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の様々な取組等を調査
- 自殺対策白書の作成 6,441(6,130)

自殺総合対策人材育成経費 7,682千円(11,881千円)

自殺総合対策を推進するため、自殺対策従事者への研修等の実施

- 自死遺族のための分かち合いの会への支援等
6,923(11,113)
自死遺族のための分かち合いの会を立ち上げたばかりの民間団体等に対し、分かち合いの会の運営についての研修の機会等を提供
- 都道府県担当者会議の開催 759(768)

自殺総合対策理解促進経費 24,272千円(37,616千円)

自殺総合対策に関する施策について、国民の正しい理解を深め、自殺防止につなげることを目的に普及啓発を実施

- 自殺予防週間における啓発資料の作成・配布等 10,587(9,689)
- 自殺予防週間における中央行事の開催 8,421(8,414)
- 自殺対策重点広報実施経費 0(14,249)
年度末や自殺の多発が懸念される時期に、自殺予防のための広報啓発キャンペーンを集中的に実施
- 「こころの健康相談」統一ダイヤルの推進 5,264(5,264)

「元気な日本復活特別枠」分 141,164千円

★自殺対策強化月間における広報啓発の実施

- ・月間キャンペーン用ポスター作成・配布
- ・鉄道広告
- ・インターネットバナー広告
- ・ラジオスポット

拡充・強化

平成21年度補正予算により、都道府県に「地域自殺対策緊急強化基金」を造成

平成23年度自殺対策関係予算額について

(単位：千円)

事 項	22年度 予算額	23年度 予算額	対前年度 増減額
No.1. 自殺の実態を明らかにする	39,084	28,409	▲ 10,675
No.2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	322,848	363,450	40,602
No.3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する	346,307	447,362	101,055
No.4. 心の健康づくりを進める	885,322	2,841,579	1,956,257
No.5. 適切な精神科医療を受けられるようにする	2,773,256	2,929,703	156,447
No.6. 社会的な取組で自殺を防ぐ	7,897,756	6,609,503	▲ 1,288,253
No.7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ	2,315,159	1,819,581	▲ 495,578
No.8. 遺された人の苦痛を和らげる	45,299	19,368	▲ 25,931
No.9. 民間団体との連携を強化する	259,204	259,979	775
No.10. 上記に該当しないもの	17,044	17,527	483
合計	12,446,000	13,421,344	975,344

(注)

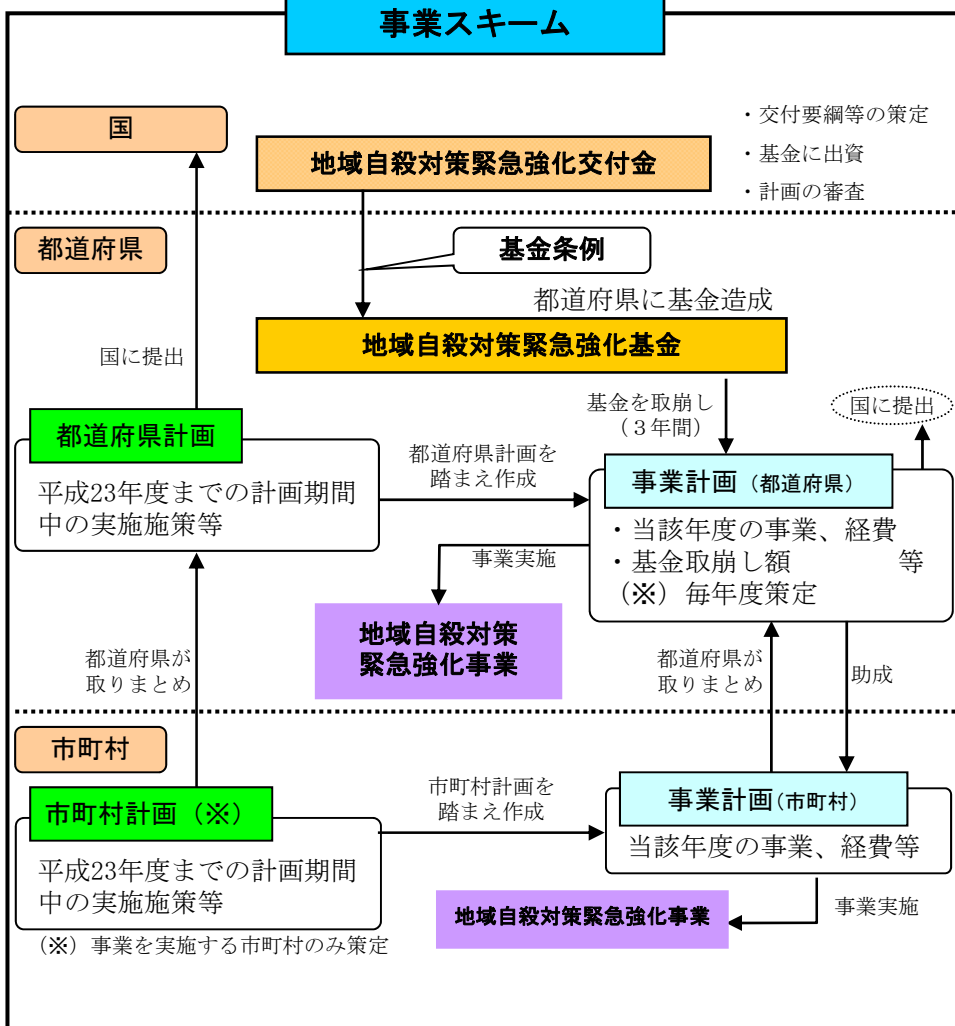
- ・各事項の予算額には、内数及び事項内の再掲額を計上していない。
- ・再掲額は、合計に計上していない。

「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
- 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
- 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
 - (※) 予算額(平成21年度補正予算):100億円、補助率:10/10(地方負担なし)、時期:21年度から23年度までの3年間で実施(申請により、24年度まで延長可)
- うつ病医療体制強化事業(厚生労働省分)を追加(平成22年度補正予算:予算額752,646千円)
- 住民生活に光をそそぐ交付金(地域活性化交付金)の活用による積み増しが可能(平成22年度補正予算)

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体で専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
 (※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
 (※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
 (※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

⑥うつ病医療体制強化事業

精神科医療の質の向上を図るための事業(※)を実施
 (※) 精神科医と一般かかりつけ医との定期的な連絡会議の開催、うつ病患者を一般かかりつけ医から精神科医療機関へスムーズにつなぐ医療連携体制構築のための事業、精神医療関係者に対する研修事業、及び上記の事業に付随する調査事業

(注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
 (注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外